

京 佛

新 年 号



京都府京丹後市 縁城寺 重文 木造千手観音立像

京 都 仏 教 会

理事長 有馬頼底

評議員 岡本龍雄

園部町仏教会会長 吉田環樹

常務理事 荒木元悦

川村俊弘

宮城泰年

小出量堂

京丹波町丹波仏教会会長 長澤智雄

理事 大西真興

小松玄澄

掃部光昭

塩見明德

福知山市仏教会会長 大江文章

北川隆法

砂原秀輝

綾部市仏教会会長 黒川泰信

北園文英

多紀穎忍

佐伯快勝

田邊宗一

加悦谷仏教会会長 中島晃昭

坂口博翁

田中恵厚

佐分宗順

谷内弘照

大江町仏教会会長 梅原正弘

澤 宗泰

戸田妙昭

森 泰長

華園源昭

京丹波町和知仏教会会長 高柳秀文

安井攸爾

町田泰宣

監事 山木康稔

森 孝忍

三和町仏教会会長 尺下順彦

中村覚祐

長澤香静

舞鶴東仏教会会長 柴田宗典

吉田清順

横江桃国



理事長報告

彩鳳舞丹霄

さいほうたんしょうにまう



臨濟宗相国寺派管長

理事長 有馬 頼 底

丙申。新年を迎え、ご寺院各位に於かれましては益々ご清祥の御事と存じ上げます。平素は何かと当会にご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

さて当会では本年も、京都府内の歴史的建造物など数多くの貴重な文化財を地震・火災から守り、保存し、未来へ伝えていく為の「文化財を守り伝える京都府基金」への協力。音舞台シリーズ、施設での護摩木制作等の文化福祉活動。文化財用材確保

の為の有識者会議への参加等を前年に引き続き推進して参ります。

また、「明日の京都文化遺産プラットフォーム」では、第四回となる「世界

遺産ネットワーク会議」や記念フォーラムの開催、それに加え「文化庁京都移転」の緊急シンポジウムの開催等本格的な活動を行い、今後も種々の事業を推し進め、所有者のみならず大学や若者とともに地域連携をはかりながら、京都全体の文化的景観も考え取り組んで参ります。加えて、本年は「古都税の証言」の刊行を目指します。次世代の宗教者へ国家と宗教とは何かを伝える大切な役目の本であると確信致しております。

彩鳳舞丹霄

さいほうたんしょうにまう

「彩鳳」というのは五色の羽

を輝かせながら舞う鳳凰のことで、天下泰平といいますが、天下が非常に治まっている時に出現するといわれる幻の

鳥です。「丹霄」の丹は真っ赤という意味ではなく、澄みきっているということです。霄は大空ですから、丹霄は雲一つない大空のことです。ですから澄みきった大空に色彩鮮やかな鳳凰が舞うという、誠に美しい、おめでたい情景であります。

しかし、そのおめでたい情景もそれを見るこちら側の心が曇っていれば見ることが出来ません。暗黒の世界が治まり天下泰平となつてはじめて鳳凰があらわれるように、私達の心が澄みきり美しく晴れ上がったとき、はじめてその鮮やかな光景を目にすることが出来るのです。

各位におかれましては本年がどうか良い年でありますように切に願う次第であります。

合掌

寺院等、単位宗教法人の 厚生年金加入促進について



駒澤大学名誉教授 政治学博士
宗教学と政治検査委員会委員
洗 建

なった場合に、年金が受けられるようにすること自体は悪いことではなく、むしろ望ましいことでもある。しかし、なぜ今になって急に加入を強制し始めたのかということばかりでなく、果たして宗教法人の住職等が宗教法人の従業員に当たるのかという法的な問題と、寺院等单位宗教法人の経済的実態との両側面から、この法規定を形式的に適用して、加入を強制することが妥当である否かは、慎重に検討されなければならない。

昨年以降、日本年金機構から「宗教法人は厚生年金に加入義務があります（強制加入です）」という趣旨の文書が各寺院等に送られている。その根拠は厚生年金保険法第6条第1項第2号の「前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事務所又は事業所であつて、常時従業員を使用するもの」という規定である。宗教者にとつても、老後十分な収入が得られなくなったり、不測の事態で障害者に

るものといわざるを得ない。

1 法的問題

宗教法人は、宗教団体が財産を所有し、これを維持運用するなど、その世俗的側面に着眼して、これに法人格を付与したものであり、世俗的側面にのみ法の規制が適用されるものである。

「宗教法人には、3人以上の責任役員を置き、そのうち1人を代表役員とする」（宗教法人法第18条）ことになっており、代表役員は法人を代表し、その事務を総理し、責任役員は事務を決定することになっているから（同条第2項、第3項）、法人の従業員ではなく、委任業務を行うものである。しかし、厚生労働省は「法人の代表者又は業務執行者の被保険者資格について」（昭和24年7月28日、厚生省保険局長通知、保発第74号）において、「法人の理事、監事、取締役、代表社員及び無限責任社員等法人の代表者又は業務執行者であつて、他面その法人の業務の一部を担任してい

る者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱ってきたのであるが、今後これらの法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。」として、法人から給料を受けている従業員とみなすことになっている。これによれば、代表役員、責任役員が宗教法人から給料を貰っていれば、その従業員ということになる。

なぜ今になって急にということについては、「宗教団体が法人であることに気がつかなかった」という、行政庁としてはあるまじきお粗末な弁明がなされているが、これから加入しても受給年齢までに、加入期間を満たさず、受給資格を得られない者がかなり出るであろう点については、何らかの経過的救済措置が必要であろうから、それらの条件を満たしてから、加入促進を呼びかけるべきであろう。この点でも、今回の加入促進運動は、あまりに形式的、かつ強引すぎ

る者は、その限度において使用関係にある者として、健康保険及び厚生年金保険の被保険者として取り扱ってきたのであるが、今後これらの法人の代表者又は業務執行者であっても、法人から、労務の対償として報酬を受けている者は、法人に使用される者として被保険者の資格を取得させるよう致されたい。」として、法人から給料を受けている従業員とみなすことになっている。これによれば、代表役員、責任役員が宗教法人から給料を貰っていれば、その従業員ということになる。

しかし、宗教法人には一般の世俗的法人にはない特性がある。通常、宗教団体の宗教者としての地位（僧侶、宮司、教会長等）と、法人の代表者としての代表役員という地位は、明確に区別されなければならないという特性である。法第18条第6項は「代表役員及び責任役員の宗教法人の事務に関する権限は、当該役員の宗教上の機能に対するいかなる支配権その他の権限を含むものではない」と定め、宗

教法人の権限は、住職等、宗教上の地位には及ばないこととしている。住職の地位確認を求め、訴訟等を通じて、代表役員等法人役員としての地位と、住職等宗教上の地位とは、明確に区別されることは、判例上も確立している。したがって、住職等に支払われている給与は、多くは住職が代表役員を兼務しているもので、代表役員として法人事務にも従事していることに対する報酬なのか、住職としての宗教活動に対する報酬なのかを明らかにしなければならぬ。

ほとんどの寺院、神社、キリスト教会などでは、住職、宮司、教会長などが代表役員を兼任しているため、寺院や神社等、独立採算で運営している単位法人の事例からは、どちらに対する報酬であるのか、判別するのは困難である。しかし、多くの新宗教等に見られるケースを見てみれば、宗教法人の給料は誰に対して何に対する報酬として支払われているのかを判別し易いであろう。これら新宗教の場合、被包括の単位新宗教法人の布施、

献金等宗教上の収入は、そのすべてを包括宗教法人（教団等）に上納され、被包括教会の教会長は、包括宗教法人（教団）から給料の支払いを受けている。この場合、被包括教会の教会長等は、包括法人のいかなる事務にも関与しておらず、到底、包括法人の従業員とみなすことは出来ない。単位教会の教会長は、被包括教会の代表役員を兼任しているが、被包括法人からは報酬を得ておらず、無給の役員として、その法人事務に従事しているのである。このような事例からも、宗教団体の給料は、法人の従業員として支払われているのではなく、法人に宗教上の収入をもたらす住職等の宗教活動に対する報酬として支払われていると考えるべきではない。

宗教法人と住職等という宗教上の地位を持つ宗教者個人との法的関係は、どのようなものと考えらるべきか。他にあまり類例のない関係であるから、宗教法人と住職等との間には、「住職はその宗教的活動によって得られた布施、献金等の収入を宗教法人の収入としてその管理にゆだねる。宗教法人はその報酬を給料という形で住職等に支払う」とする委任契約類似の無名契約が存すると考えるのが適切なのではないだろうか。包括法人が被包括法人の教会長に給料を支払っているケースでは、包括法人と包括宗教団体（教団）の長との間に、類似の無名契約があると考えらるべきだろう。

さて、このように見てくると、宗教法人は法人ではあるが、法人の従業員である代表役員、および責任役員は無給で委任業務を行う者であるから、厚生年金保険法の規定によって、当然に加入義務があるとは言えない。しかし、勤労者の福利厚生を増進という厚生年金保険法の目的から、住職等が宗教法人の従業員ではなくても、一種の法的擬制として、厚生年金保険法上は、宗教法人から給料を支給されている者は従業員と見なし、厚生年金被保険者の資格を与えたとする解釈を行うことは出来るかも知れない。しかし、それはあくまで擬制に過ぎないから、一方的にその解釈を強制するのではなく、事前に宗教団体との協議・合意を得た上で実施に移すべきである。

さらにその際に、充分に留意すべき事項がある。それは、宗教法人の給与というのは、必ずしもそれが実態であるのではなく、課税当局の行政事務の都合により、たてられた法的擬制に他ならないという点である。宗教には宗教者の私的財産に関する宗教上の理念がある。たとえば、仏教本来の理念からいえば「僧は本来無一物、私的所有は一切ない。寺院の収入は檀・信徒が仏様に捧げたものであり、僧侶の生活は必要限度でその都度仏様の供物からお下がりを受頂戴して賄う」とするものである。現在では課税庁の擬制の浸透によって、実態的にも給料生活を行う仏教者が一般的になっているが、中には給料を私的に所有することをせとせず、形の上では源泉徴収などを行いつつも、実生活では必要なものをその都度頂戴するという仏教本来の生活を貫いている僧侶もいる

可能性がある。数は少なくなつたが、今でも托鉢僧の姿を街中で見かけることが出来る。それは仏教ばかりではない。カトリック、なかんずく、修道会に所属する修道士、修道女にあっては、組織として私的所有を否定している。彼らは生活上必要な物は、その都度、所属修道会から現物で支給を受け、または、対外的活動で現金の必要な場合は、その必要金額をその都度所属の会に請求して支給を受けている。単立宗教法人の中には、財産の私有を否定して、共同体で財産を共有し、共同生活を送ることを理念とするものもある。このように法的擬制とその実態の間に乖離があつても、それが脱税等の悪質な違法にならない限り、行政庁がその是正を強制したりしてはならない。信教の自由はすべての国政において、最大限尊重されなければならないのであつて、宗教法人法第84条は「国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する公租公課に關係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴

収に關して境内建物、境内地その他の財産の範囲を決定し、若しくは宗教法事に關して調査をする場合その他宗教法人に關して法令の規定による正当の権限に基づく調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないように特に留意しなければならない。」と定めているのである。課税庁、厚生労働省など、宗教法人に係わる場合の多い行政庁においては、宗教法人の特性を良く理解し、担当者にもこれを徹底することが望まれるところである。

2 宗教法人の経済的実態に關する問題

宗教法人から給与を支給される者を、厚生年金保険法上は法人の従業員とみなすことについて、行政庁と宗教団体の間で合意が成立した場合においても、宗教法人の厚生年金加入については、宗教法人の経済的実態に關する問題が残っている。寺院、

神社その他の単位宗教法人の経済力には、極めて大きな格差があり、その過半は年収300万円に満たない零細法人である。法人の収入だけでは住職等の生活を支えることも出来ず、住職等が学校の教員などを兼任し、その給料で寺院等法人の経費まで賄っている場合も、決してま

れではない。専属の住職、宮司がいなくて、關係のある他の寺院、神社の住職等の兼任によつて、運営している寺院、神社も数多い。このような零細な寺院等に対しても、法人であることを理由に、厚生年金加入を義務づけるならば、保険料の法人負担分が重荷となつて倒産に追い込まれることもあり得ること、勤労者の福利厚生を増進という厚生年金保険法の目的に反する結果に至ることも考えられる。このような事態は、宗教法人に限らず、営利法人の場合にも、中小零細企業、2、3人の仲間、で起業したベンチャー企業などにもあり得ることではないだろうか。厚生年金保険料の法人負担分を負担しきれないために、

正規の従業員の雇用を差し控える事例についての報道なども見られるところである。

宗教側の意識をすべて調査したわけではないが、積極的に加入を希望する法人および既に加入している法人と、加入は現実問題として絶対に無理であるとする意見に、大きく別れているものと思われる。このような現実を踏まえ、かつ、国民皆年金の理念は国民年金でカバーされていることも考慮して、現行の厚生年金保険法の第6条第1項第2号「前号に掲げるもののほか、国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であつて、常時従業員を使用するもの」という原則は維持しつつも、第1項第1号の「従業員5人以上」という数字との整合性も考えて、「ただし、従業員が5人以下の法人の加入は任意とする。」という条項を加えるような法改正が必要であると思われる。そして、このような法改正が実現するまで、宗教法人に対する加入の強制は、差し控える必要がある。

事業・活動報告

平成二十七年七月一日〜平成二十七年十二月三十一日

*は当会主催の行事・会合

平成二十七年度

- 七月 三日 舞鶴引揚記念館へシベリア抑留品贈呈 於 舞鶴市役所
- 七月 六日 京都中央葬祭業協同組合通常総会出席 於 ホテルグランヴィア京都
- 七月 八日 京都府宗教連盟委員総会出席 於 立正佼成会京都普門館
- 七月 十四日 京都七夕実行委員会・幹事会出席 於 京都市役所
- 七月 二十二日 「京都文化フェア」推進委員会出席 於 京都フラインクホテル
- 七月 二十二日 自然環境文化推進機構理事会出席 於 清水寺
- 七月 二十三日 全日本仏教会厚生年金加入促進問題の経緯と現状の連絡会出席 於 清水寺
- 七月 二十七日 第六十五回法隆寺夏季大学出席 於 法隆寺
- 七月 三十日 全日本仏教会財団創立六十周年記念事業勸募会出席 於 増上寺
- 八月 一日 京の七夕開会式出席 於 二条城唐門前
- 八月 二日 立正佼成会主催「宗教の対話／対話の宗教」の集い出席 於 東山立正佼成会大聖堂
- 八月 三日 念法真教立教九十周年報恩大法要列席 於 大坂府金剛寺
- 八月 四日 京都府「技の継承」事業専門家会議出席 於 祇園祭山鉦連合会
- 八月 六日 参勤僧会議開催 於 南禅寺順正
- 八月 七日 『京佛』夏季号会報発送 於 京都仏教会事務所
- 八月 十六日 たなばた願文お焚き上げ・盂蘭盆会採燈大護摩供法要 於 清水寺南苑
- 八月 十七日 京都国際現代芸術組織委員会総会出席 於 京都平安ホテル
- 八月 十八日 琳派四〇〇年記念二十世紀琳派田中光展開会式出席 於 京都d d dギャラリー
- 八月 二十一日 レオナルド・ダ・ヴィンチとランギアーリの戦い展開会式出席 於 京都d d dギャラリー
- 八月 三十一日 J R委員会出席 於 京都文化博物館
- 八月 三十一日 京都観光宣伝協議会総会出席 於 ウェステイン都ホテル京都
- 九月 三日 宗教法人関係者南部地域人権問題研修会出席 於 ウェステイン都ホテル京都
- 九月 四日 宗教法人関係者北部地域人権問題研修会出席 於 京都平安ホテル
- 九月 五日 清水寺門前会創立三十周年記念式典出席 於 みやづ歴史の館中央公民館
- 九月 九日 堀場雅夫氏お別れの会列席 於 リーガロイヤルホテル京都
- 九月 十二日 京都市深草墓園秋季慰霊祭列席 於 国立京都国際会館
- 九月 十二日 泉涌寺音舞台開催 於 深草墓園
- 九月 十四日 日本宗教連盟主催宗教法人の公益性に関するセミナー出席 於 泉涌寺
- 九月 二十七日 建仁寺「桑」フォーラム出席 於 建仁寺
- 九月 二十八日 秋季彼岸焼骨灰供養法要開催 於 永観堂禅林寺

- 十月 一日 墨蹟展開催 於 東京京都館
- 十月 十一日 第二十九回日本死の臨床研究会年次大会出席 於 岐阜県長良川国際会議場
- 十月 十五日 京都市自治記念式典出席 於 京都フサートホール
- 十月 十六日 二〇二五堀場雅夫賞授賞式出席 於 芝蘭会館
- 十月 十八日 明日の京都文化遺産プラットフォーム主催第五回フォーラム出席 於 立命館朱雀キャンパス
- 十月 二十一日 相国寺開山毎歳忌法要列席 於 立命館朱雀キャンパス
- 十月 二十三日 京都アロ対策セーフティネット設立総会出席 於 京都府警察本部
- 十月 二十七日 萬福寺晋山式列席 於 萬福寺
- 十月 三十日 第四十三回全日本仏教徒会議愛媛大会出席 於 愛媛県ひめぎんホール
- 十一月 一日 第十五回国家と宗教研究会 於 相国寺宗務所会議室
- 十一月 五日 和敬学園後援会総会出席 於 承天閣美術館
- 十一月 六日 全日本仏教会理事会出席 於 京都しんらん交流館
- 十一月 七日 第七十二回宗教学法学会出席 於 創価大学
- 十一月 八日 文化遺産を未来につなぐ森づくりの為の有識者会議主催シンポジウム・理事会出席 於 立命館朱雀キャンパス
- 十一月 十一日 花灯路・京の七夕幹事会出席 於 京都商工会議所
- 十一月 十六日 相国寺東京別院落慶法要列席 於 相国寺東京別院
- 十一月 二十日 I n t e r F a i t h 日本実行委員会出席 於 立正佼成会京都普門館
- 十一月 二十一日 鹿苑寺開山忌法要列席 於 鹿苑寺
- 十一月 二十三日 第一回自然環境文化推進フォーラム出席 於 清水寺大講堂
- 十一月 二十五日 大阪府仏教徒大会出席 於 清水寺大講堂
- 十一月 二十六日 宗教法人関係者人権問題研修会出席 於 京都商工会議所
- 十一月 二十九日 健康長寿のまち・京都市民会議出席 於 京都商工会議所
- 十一月 二十九日 アースブレッド二〇二五京都ブレッド出席 於 みやこめっせ
- 十二月 一日 京都府肖像写真技能士会写真展宮城泰年常務理事記念法話 於 円山公園野外音楽堂
- 十二月 一日 仏教同友会例会出席 於 ギャラリーマロニエ
- 十二月 七日 成道会・永年勤続表彰開催 於 富美代
- 十二月 十日 京都府「技の継承」事業専門家会議出席 於 泉涌寺
- 十二月 十一日 京都・嵐山花灯路開会式出席 於 祇園山鉦連合会
- 十二月 十三日 文化遺産防災国際シンポジウム出席 於 小倉百人一首殿堂・時雨殿
- 十二月 十四日 故東伏見慈治閣三周忌法要 於 京都国立博物館
- 十二月 十五日 参勤僧会議開催 於 青蓮院門跡
- 十二月 二十四日 文化庁等移転推進に関する協議会 於 南禅寺順正
- 十二月 二十四日 文化庁等移転推進に関する協議会 於 ホテルグランヴィア京都



京都洛北 四季の彩りと静寂につつまれて
グランドプリンスホテル京都

洛北の豊かな自然の中で
ごゆっくりと京情緒をお楽しみください。



グランドプリンスホテル京都

〒606-8505 京都府京都市左京区宝ヶ池 TEL:075-712-1111



でかける人を、ほほえむ人へ。西武グループ

◆借地管理でお困りではありませんか?◆

弊社では、顧問弁護士 橋口 玲（京都仏教会様顧問弁護士）
他、司法書士、土地家屋調査士、宅地建物取引主任者などの
専門スタッフを揃え、円滑な借地管理のお手伝いをさせて頂いて
おります。現在、管理実績は、700戸超です。

*ご相談・資料請求は無料ですので、お気軽にお問い合わせ下さい。



株式会社 玄武管財

TEL 075-411-1214 FAX 075-411-1241

京都市上京区相国寺門前町647番地1

E-mail:info@kyoto-genbu.co.jp http://www.kyoto-genbu.co.jp/

司法書士jin合同事務所

TEL 075(431)1139

FAX 075(431)1138

〒602-0898 京都市上京区相国寺門前町647番地1

E-mail masutani-jin@aqua.ocn.ne.jp

印刷所 (株) 精巧社

FAX (075)23316976

電話 (075)23316975

〒602-0898
京都市上京区今出川通
烏丸東入相国寺門前町
六三六・一

発行所 京都仏教会

発行日 平成二十八年一月二十八日

新住所

〒602-0898

京都市上京区今出川通

烏丸東入ル

相国寺門前町六三六・一

(番地のみ変更)

平成二十七年四月より
事務所を移転致しました



世界の歴史都市、
京都の中央に位置し、
世界文化遺産「二条城」の前に佇む
ANA クラウンプラザホテル京都。



ANAクラウンプラザホテル京都

〒604-0055 京都市中京区堀川通二条城前
Tel 075-231-1155
www.anacpkkyoto.com

文化財修理・保存／文化財調査／絵画・墨蹟・一般表具一式
御本山御用達 古文化財保存修理研究所 (有)矢口浩悦庵

京 表 具 こう えつ あん
浩 悦 庵

〒602-8025 京都市上京区衣棚通丸太町上る今薬屋町 318 番地
Tel.075-254-6021/Fax.075-254-6022 <http://www.koetsuan.com>

京念珠® 各宗珠数 各種玉類 製造卸

弊店は珠数製造卸業です。小売は行って居りません。



京都・中珠数屋町

株式会社 **神 戸 珠 数 店**

〒600-8153 京都市下京区正面通烏丸東入

電 話 (075) 371-3929(代)

F A X (075) 371-3930

定休日 日曜・祝祭日・第二第四土曜

京石塔
石工事
記念碑



株式
会社

石 寅®

石工事・土木工事・造園工事 (京都府知事認可)

本 店 (〒616-8376) 京都市右京区嵯峨天竜寺瀬戸川町1-10
電話 (075) 881-1481番 F A X (075) 881-1480番

新丸太町店 (〒616-8305) 京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町33-2
電話 (075) 882-2124番 F A X (075) 882-2128番

丹波営業所 (〒622-0211) 京都府船井郡京丹波町上野中野31-1
電話 (0771) 82-2681番 F A X (0771) 82-2751番

京丹波店 (〒622-0213) 京都府船井郡京丹波町須知天神18-1
電話 (0771) 89-1481番 F A X (0771) 89-1480番

石寅ホームページ URL:<http://www.ishitora.co.jp/>

葬 儀

— 人生の終り、もうひとつの門出を美しく —

玉泉院

株式
会社 **セラマ**

もよりの営業所へご連絡ください。(24時間営業)
寝台自動車のご用命も承ります。

京都営業所 ☎(075) 682-4444

宇治営業所 ☎(0774) 32-4242

向日営業所 ☎(075) 921-4444

大津営業所 ☎(077) 524-4444

亀岡営業所 ☎(0771) 22-0042



いつも新しい感動を
京都ブライトンホテル

京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります
 ここは、かつて千利休や樂長次郎が行き交ったであろう文化の中心地
 この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となるよう
 よりよい商品とサービスを提供し続けてまいります


 京都ブライトンホテル

〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
 Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360
<http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto>



石 有限 北尾 石材
 URL: www.good-stone.com
 大原店 / 八潮店 / 市原野店 / 京北店
 TEL.075-781-9523 FAX.075-781-0510
 〒608-8225 京都市左京区東大路百萬遍上る東側

社寺建築設計施工

伸和建設株式会社

代表取締役 北尾行弘

〒615 京都市右京区西院上花田町21
 -0007 (西大路三条西入ル南側)
 電話 075-311-0054 (代表)
 FAX 075-322-0152

永年の信用
 まごころのご奉仕

葬祭センター

公益社

ブライトホール 京都、滋賀に8つの葬祭式場

北ブライトホール [堀川紫明] 山科ブライトホール [五条外環]
 中央ブライトホール [五条大和路] 烏丸ブライトホール [烏丸高辻]
 南ブライトホール [堀川八条] 宇治ブライトホール [宇治檜島]
 西ブライトホール [五条西大路] 大津ブライトホール [大津駅南]

本 社 / 京都市中京区烏丸通三条下ル

☎ 0120-00-4200

公益社 京都

検索

税理士法人 **古都**

〒600-8431
 京都市下京区綾小路通室町西入る
 善長寺町139番地AMI四条烏丸ビル405号
 TEL・FAX: 075 (352) 7778
 E-mail: nakamasa@bridge.ocn.ne.jp

筆・墨・硯・紙・簡易表装・短冊
 色紙・中国製筆・墨・硯・紙

株式会社

松 栴 園

〒600-8075

京都市下京区柳馬場通仏光寺下ル
 電話 (075) 351-6380 (代表)
 FAX (075) 361-8006



伝統の心を映した 古都のやすらぎ

ご宿泊や、おくつろぎのひとつに
また、会合などさまざまなお集まりに、
お気軽にご利用ください。

ご予約・お問い合わせは

◆東急ホテルズ予約センター◆

東京予約センター Tel.(03)3462-0109
札幌予約センター Tel.(011)533-1090
名古屋予約センター Tel.(052)202-1090
大阪予約センター Tel.(06)6314-1090
福岡予約センター Tel.(092)262-1099



京都 東急ホテル
〒600-8519 京都市下京区堀川通五条下ル(西本願寺北側)
Tel: 075-341-2411 Fax: 075-341-2488
www.kyoto-h.tokyohotels.co.jp

お墓の事ならなんなりと

一般建設業の許可：京都府知事 許可（般-23）第 3 8 9 1 7 号



石のカウンセラー

株式会社 **石 枝 都**

ヨクゾ ヨイイシ

☎ (075)491-4114(代) FAX(075)491-2426

京都市北区小山北玄以町24番地（上賀茂橋西詰バス停前）

遠近を問わず
お伺い致します
(見積り無料)

経済産業大臣認可/全日本葬祭業協同組合連合会加盟

京都中央葬祭業協同組合員名簿

<http://www.kyosokyoku.jp/>



信頼と安心の

全葬連 葬祭サービスガイドライン

●事前相談 ●サービス内容の説明 ●明瞭価格 ●アフターサービス

京葬協は、葬祭サービスガイドラインを遵守いたします

会 社	代 表 者	電 話	所 在 地	会 社	代 表 者	電 話	所 在 地
㈱ まるいち	小林 静男	075-441-6254	上京区千本上立売通作庵町518	㈱ 山 長	山田 一	075-861-1422	右京区太秦西蜂岡町1
浅井 厚生 社	浅井 宣壹	075-811-3821	中京区旧二条通千本西入ル	㈱ ア シ ス	岡本 研三	075-932-4242	向日市寺戸町西田中瀬3
㈲ 京 都 日 葬	九谷田満雄	075-811-4242	中京区西ノ京塚本町13-11	㈱ 乙 訓	菜島 康男	075-952-1520	長岡京市奥海印寺東山15-7
花 安	吉村 和	075-463-7276	中京区西ノ京御輿岡町20	㈲城陽葬祭村	杉村 等	0774-52-2140	城陽市久世南垣内116
㈱ 公 益 社	松井 昭憲	075-221-4000	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	㈱宇治葬祭篤辰	木村登志雄	0774-31-8072	宇治市五ヶ庄芝の東53
㈱京都セレモニー	松井 昭憲	075-221-8400	中京区烏丸六角上饅頭屋町608	山城葬祭硯丸屋	小川 保善	0774-82-2064	綴喜郡井手町井手柏原83-2
北上 葬 儀 社	北上 禮子	075-561-8542	東山区本町五条上金屋町552	花 福	福田 善文	0774-82-2016	綴喜郡井手町井手宮ノ本89
㈱公益サービスセンター	松井 信五	075-551-3422	東山区清閑寺山ノ内町46-2	㈲ 阪 口	阪口 仁	0774-76-2146	木津川市加茂町駅西1-5-3
篤 政	滝口 泰彦	075-691-0826	南区竹田街道大石橋上ル西側	平 城 公 益 ㈱	西川 弘人	0774-72-5709	木津川市相楽鳥井7-1
洛王セレモニー㈱	北村 憲司	075-933-4242	南区久世高田町35-3	㈱ 松 本 仏 具 店	松本 光雄	0771-22-0279	亀岡市安町86
あ め 直	阪邊賀津子	075-611-0400	伏見区京町六丁目54-1	㈲ い ち た に	一谷 和弘	0771-62-4949	南丹市園部町小山東町水無38
あ す 華 葬 祭	児嶋 節子	075-643-4242	伏見区深草大龜谷古御香町150-8	㈱セレモニーまつだ	松田 政一	0772-46-2264	与謝郡与謝野町宇弓木956
㈱のじり葬儀店	野尻 智美	075-611-4211	伏見区治部町123	おのえメモリアル	尾上 康則	0772-42-5555	与謝郡与謝野町算所229-1
篤 友	野口 勇	075-631-2113	伏見区淀下津町105-1	㈲ 向 井 葬 祭	向井 文男	0772-72-2002	京丹後市網野町網野3156
葬 祭 華 都 ㈱	岩見 貞成	075-573-6633	山科区大宅神納町127				

最近のお葬式はどのように行われているか、また、費用はいくら位かかるか！ など、お葬式の内容を知りたい方は、上記の各店へ電話でお問い合わせ下さい。



住所/京都市左京区下鴨西本町26-2
営業時間/(都合により変更する場合があります)
17:00~22:00
お問合せ/
075-722-3405
Produced by **おのみや**本舗

鉄板焼き・茶室
一玄
いっけん

精進料理

上 うえ **幸** こう

〒604-8503 京都市中京区大宮通り錦上ル
電話 (075) 821-3872
(075) 821-3837

京表具

表具全般 古書画修復

前田秀暁堂

〒604-8121
京都市中京区柳馬場通錦小路上る
TEL.FAX.075(221)5754

心和むひととき…… JUNSEI

名物ゆどうふ

南禅寺 順正

左京区南禅寺門前 TEL (075) 761-2311
FAX (075) 751-8812

清水順正おかべ家
清水寺門前……TEL (075) 541-7111
祇園円山かがり火
円山公園駐車場前…TEL (075) 541-0002

授与品・記念品・その他一式

井筒授与品店

フリン
ダイヤル **TEL 0120-075-820**
フリン
ダイヤル **FAX 0120-075-890**

〒601-8348
京都市南区吉祥院観音堂町23番地
E-Mail:izutsu5@iz2.co.jp



文化財建造物修復・社寺建築設計施工

木澤工務店

代表取締役社長 木澤善之
代表取締役会長 木澤源平 専務取締役 木澤善和

本社 京都市左京区浄土寺真如町111番地-1
TEL (075) 751-0628(代) FAX (075) 752-9430
営業所・工場 滋賀県愛知郡愛荘町中宿173番地
TEL (0749) 42-2859(代) FAX (0749) 42-5727

泉涌寺音舞台



2016

3.19 sat —

6.5 sun

日本
初公開!

ピエール＝オーギュスト・ルノワール

《昼食後》

1879年 油彩・カンヴァス 100.5×81.3cm
シュテーデル美術館蔵 フランクフルト
Photo:Stadel Museum - US Editions - ARTOTHEK

光紡ぐ肌の
ルノワール展

京都市美術館
岡崎公園内

女性の美に魅せられた画家

開館時間=9:00~17:00 ただし3月19日(土)、20日(日)と5月3日(火・祝)~8日(日)は19:00まで開館 入場は閉館の30分前まで 休館日=月曜日 ただし3月21日は開館
観覧料=一般 1,500(1,300)円、高大生 1,200(1,000)円、小中生 600(400)円 ※カッコ内は前売、および20名以上の団体料金 ※障害者手帳等を提示の方は無料
お得な前売券は、1月21日(木)から3月18日(金)まで販売

主なチケット発売場所=チケットぴあ(Pコード:767-283)、ローソンチケット(Lコード:S6611)、セブン-イレブン、イープラス、CNプレイガイドほか
京都市美術館で開催する「モネ展」(3月1日~5月8日)との前売セット券(2,500円/一般券セットのみ)を、1月21日(木)から2月29日(月)までプレイガイドのみで販売します

主催=京都市美術館(京都市)、MBS、京都新聞 企画=財団ハタステフディング
問い合わせ=06-4950-7555(展覧会事務局) 展覧会ホームページ=<http://www.mbs.jp/renoir/>